

ID: 11

担当部署: 建設水道課

処分の概要	駐車場使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町定住促進住宅条例 第35条第2項		
例 規 番 号	平成27年条例第34号		
【基準】			
<p>第35条の規定による。 (駐車場使用料)</p> <p>第35条 駐車場の使用料は、別表第3のとおりとする。</p> <p>2 町長は、駐車場の使用者(第37条において「使用者」という。)から、前条の使用開始日から当該使用者が当該駐車場を明け渡した日(第37条第1項の規定により使用許可を取り消した場合にあっては、当該取り消した日)までの間、使用料を徴収するものとする。</p> <p>3 使用料は、町長が発行する納入通知書により納入しなければならない。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日